

長岡京市地域公共交通基盤整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、バス利用の利便性の向上及び公共交通機関としてのバス利用の促進に寄与するため、路線バス事業者（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者をいう。以下同じ。）が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において長岡京市地域公共交通基盤整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、長岡京市補助金等交付規則（昭和57年長岡京市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、市内において路線バスを運行する路線バス事業者とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、路線バス事業者の行う別表に掲げる事業で、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国自旅第240号。以下「国要綱」という。）に基づく補助要件を満たす事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条の事業に係る経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助対象経費に対する補助金の額は、補助対象事業ごとに、別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定により算出した額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、長岡京市地域公共交通基盤整備事業補助金交付申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 事業に係る収支予算書（別記様式第3号）
- (3) 補助金の算定資料
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の交付申請書を受け付けたときは、当該交付申請書に係る補助金交付の適否を審査し、交付を決定したときは、長岡京市地域公共交通基盤整備事業補助金交付決定通知書（別記様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による交付決定について、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) この補助金は、この要綱に基づく補助事業以外に使用しないこと。
- (2) 補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止しようとする場合は、市長の承認を得ること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助事業に係る収支状況等を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿、証拠書類等を5年間保管し、市長の請求があればこれに応じること。
- (5) 補助事業の遂行に関しては、規則及びこの要綱の規定を遵守すること。

(申請の取下げ)

第8条 補助金の交付を申請した者は、前条第1項の規定による交付決定を受けた場合において、当該申請に係る補助金交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(変更申請及び交付決定変更)

第9条 第7条の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、事業計画の変更をしようとするときは、長岡京市地域公共交通基盤整備事業補助金交付決定変更申請書（別記様式第5号）に第6条各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の交付決定変更申請書を受け付けたときは、当該申請に係る補助金交付決定変更の適否を審査し、変更を決定したときは、長岡京市地域公共交通基盤整備事業補助金交付決定変更通知書（別記様式第6号）により当該補助事業者に通知するものとする。
- 3 前項の規定による交付決定変更に付する条件については、第7条第2項の規定に準ずるものとする。

(事業終了報告)

第10条 補助事業者は、事業の完了後、長岡京市地域公共交通基盤整備事業終了報告書（別記様式第7号）を当該年度末までに市長に提出しなければならない。

- 2 前項の終了報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 事業実績報告書（別記様式第2号）
- (2) 収支決算書（別記様式第3号）
- (3) 写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

(確定通知)

第11条 市長は、前条の終了報告書を受け付けた場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、その補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、長岡京市地域公共交通基盤整備事業補助金確定通知書（別記様式第8号）により当該補助事業者に通知するものとする。

(請求及び交付)

第12条 前条の規定による確定通知を受けた補助事業者は、長岡京市地域公共交通基盤整備事業補助金交付請求書(別記様式第9号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により請求を受け付けた場合には、当該補助事業者に対し、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金を目的外に使用したとき、不当に使用したと認められるとき、又は使用しなかったとき。
- (3) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (4) 補助金の経理状況が不適正と認められるとき。
- (5) 事業の実施方法が、補助金の交付の趣旨に沿わないと認められるとき。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の取消しを行った場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(延滞金)

第15条 市長は、前条の場合において、補助金の返還が納期限までに納付されなかったときは、当該補助事業者に対し、規則第15条の規定を適用するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

(長岡京市バスカードシステム整備事業補助金交付要綱及び長岡京市低床式バス導入事業補助金交付要綱の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 長岡京市バスカードシステム整備事業補助金交付要綱(以下「バスカード要綱」という。)
- (2) 長岡京市低床式バス導入事業補助金交付要綱(以下「低床式バス要綱」という。)

(経過措置)

3 この要綱の施行の日前に、前項の規定による廃止前のバスカード要綱第4条又は低床式バス要綱第7条の規定による交付決定をした補助金については、なお従前の例による。

別表（第3条、第4条関係）

補助対象事業	補助金の額
ノンステップバス導入事業	ノンステップバス購入額から通常バス購入額（国要綱に規定する通常車両価格）を控除した額に4分の1を乗じて得た額（消費税及び地方消費税を除く。）
バスICカードシステム整備事業	国要綱に規定する整備に要する経費に10分の1を乗じて得た額（消費税及び地方消費税を除く。）
バスロケーションシステム整備事業	

別記様式第1号（第6条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

住 所

団 体 名

代表者名

印

長岡京市地域公共交通基盤整備事業補助金交付申請書

長岡京市地域公共交通基盤整備事業補助金の交付を受けたいので、長岡京市地域公共交通基盤整備事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助対象事業名

2 交付申請額 金 円

3 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 補助金の算定資料

別記様式第2号（第6条、第10条関係）

事業計画書
(事業実績報告書)

1 事業の名称	
2 事業の目的	
3 事業の概要	
4 事業実施時期	
5 事業実施場所	

別記様式第3号（第6条、第10条関係）

収支予算書
(収支決算書)

収 入

(単位：円)

科目	本年度予算額	前年度決算額 (本年度決算額)	説明
計			

支 出

(単位：円)

科目	本年度予算額	前年度決算額 (本年度決算額)	説明
計			

(注) 支出科目欄及び説明欄は、具体的に記入し、積算基礎を明確にすること。

様

長岡京市長 印

長岡京市地域公共交通基盤整備事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった標記の補助金について、長岡京市地域公共交通基盤整備事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付決定をしたので通知します。

記

1 補助対象事業名

2 補助見込額 金 円

3 補助条件

- (1) この補助金は、長岡京市地域公共交通基盤整備事業補助金交付要綱に基づく補助事業以外に使用しないこと。
- (2) 補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止しようとする場合は、市長の承認を得ること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助事業に係る収支状況等を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿、証拠書類等を5年間保管し、市長の請求があればこれに応じること。
- (5) 補助事業の遂行に関しては、長岡京市補助金等交付規則及び長岡京市地域公共交通基盤整備事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。

様

長岡京市長 印

長岡京市地域公共交通基盤整備事業補助金交付決定変更通知書

年 月 日付第 号で申請のあった事業計画の変更について、長岡京市地域公共交通基盤整備事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり交付決定の変更をしたので通知します。

記

1 補助対象事業名

2 変更後の補助見込額 金 円

3 補助条件

- (1) この補助金は、長岡京市地域公共交通基盤整備事業補助金交付要綱に基づく補助事業以外に使用しないこと。
- (2) 補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止しようとする場合は、市長の承認を得ること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助事業に係る収支状況等を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿、証拠書類等を5年間保管し、市長の請求があればこれに応じること。
- (5) 補助事業の遂行に関しては、長岡京市補助金等交付規則及び長岡京市地域公共交通基盤整備事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。

別記様式第7号（第10条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

住 所

団 体 名

代表者名

印

長岡京市地域公共交通基盤整備事業終了報告書

年 月 日付第 号で交付決定通知を受けた補助金について、事業を完了したので、長岡京市地域公共交通基盤整備事業補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 補助対象事業名

2 完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 写真

別記様式第8号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

長岡京市長 印

長岡京市地域公共交通基盤整備事業補助金確定通知書

年 月 日付第 号で交付決定をした長岡京市地域公共交通基盤整備事業補助金について、長岡京市地域公共交通基盤整備事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり交付額を確定したので通知します。

記

1 補助対象事業名

2 交付確定額 金 円

別記様式第9号（第12条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

住 所

団 体 名

代表者名

印

長岡京市地域公共交通基盤整備事業補助金交付請求書

年 月 日付第 号で確定の通知があった補助金について、長岡京市地域公共交通基盤整備事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求額 金 円